

# 日本築炉協会 定款（案）

1966年制定

2023年改訂

## 第 1 章 総 則

（名称）

- \* 第 1 条 本会は、日本築炉協会  
(英文名 Japan Furnace Constructors Association  
略称「JFCA」)と称する。

（事務所）

- \* 第 2 条
- 1 本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。
  - 2 当法人は、理事会の決議によって、  
従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

## 第 2 章 目的及び事業

（目的）

- \* 第 3 条 本会は、会員相互の連絡協調を図り、築炉工事業の推進、普及、啓発等を行う事により、築炉工事業の経済発展向上に寄与することを目的とする。

(事業)

\* 第4条

1 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 会員相互の親睦及び協調

(2) 築炉業に関する資料、統計の集計ならびに調査研究

(3) 築炉業に関する普及及び啓発

(4) 築炉業に関する研究会、講演会、セミナー等の開催

(5) 築炉工の技能向上

(6) 関係官庁への意見の開陳

(7) 関係団体との交流及び協力

(8) 営業活動、情報の提供と共有

(9) その他前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成  
するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国及び海外においても行うものとする。

## 第 3 章 会 員

(協会の会員)

### \* 第 5 条

- 1 本会の会員は、正会員及び賛助会員とし、正会員をもって理事会を組織する。
- 2 正会員とは、築炉工事を営む者で、本会の事業に賛同する法人とする。
- 3 賛助会員とは、前項に該当しないもので、本会の目的に賛同し、その事業に協力しようとする法人又は団体をいう。

(会員の資格の取得、退会)

### \* 第 6 条

- 1 本会会員への加入は、会長に申し込みをし、理事会の承認を得なければならない。
- 2 会員は、本会に対して代表者（権利を行使する者）を 1 名定め、これを会長に届け出なければならない。
- 3 会員代表者を変更した場合は、速やかに変更届を会長に提出しなければならない。
- 4 会員は、別に定める退会届を会長に提出することにより、いつでも退会することが出来る。

(除名)

\* 第 7 条

- 1 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の承認をえて、総会の決議によって当該会員を除名することが出来る。
  - (1) 本会の定款又は規則に違反したとき。
  - (2) 本会の名誉を棄損し、又は本会の目的に反する行為をしたとき。
  - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

\* 第 8 条

- 1 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
  - (1) 会費を納入せず、督促後なお会費を 6 箇月以上納入しないとき。
  - (2) 総正会員が同意したとき。
  - (3) 法人又は団体が解散、破産したとき。
  - (4) 正会員が築炉工事を営む者でなくなったとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

\* 第 9 条

- 1 会員が第 8 条 (3) の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務は免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。
- 2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費、その他の拠出金品は返還しない。

(経費の負担)

\* 第 10 条

- 1 会員は、総会において定める入会金及び会費を納入しなければならない。

## 第 4 章 役員

(役員を設置)

\* 第 11 条

- 1 本会に、次の役員を置く。
  - (1) 理事 5 人以上 10 人以内
  - (2) 監事 1 人以上 2 人以内
- 2 理事のうち、1 人を会長、2 人以内を副会長とする。
- 3 前項の会長をもって本会の代表理事とする。

## (役員を選任)

### \* 第 1 2 条

- 1 理事及び監事は、総会の決議により正会員の会員代表者の中から選任する。
- 2 会長、副会長は理事会の決議によって理事の中から選任する。
- 3 役員任期は2年とする、但し重任は防げない。
- 4 会長は本会を代表し会務を総理する。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長が事故または欠員のとき、その職務を代理または代行する。
- 6 会長および副会長がともに事故または欠員のとき、理事会において、理事のうちからその代理者または代行者1名を定める。
- 7 監事は本会の会計を監査する。

## (相談役及び顧問の設置)

### \* 第 1 3 条

- 1 理事会が必要と認めたときは、相談役、顧問を若干名置くことができる。
  - (1) 相談役は、本会正会員であること。
  - (2) 顧問は、本会正会員、外部者を問わず理事会において選任する。

## 第 5 章 会 議

(会議)

### \* 第 1 4 条

- 1 総会は定時総会と臨時総会の 2 種とする。
- 2 定時総会は毎年会計年度終了の 2 か月以内に開かなければならない。
- 3 臨時総会は理事会で必要と認めたとき、開催する。
- 4 総会は会長が招集し、その議長となる。

(権限)

### \* 第 1 5 条

- 1 総会は定款の変更、収支予算および決算、会費の金額および徴収方法、本会の解散、その他特に重要な事項を審議決定する。
- 2 理事会は総会に提出する議案の審議その他、本会運営上重要な事項を決定する。

(決議及び議決権)

### \* 第 1 6 条

- 1 総会の決議は正会員の半数以上が出席し、その過半数の同意をもって決定し、可否同数のときは会長が決定する。
- 2 正会員は各 1 個の議決権を有する。

3 賛助会員、相談役および顧問は、総会に出席して意見を述べることができる。

## 第 6 章 資 産

(資産の構成)

\*第17条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 入会金

(2) 会費

(3) 寄附金品

(4) その他の収入

(資産の管理)

\*第18条 本会の資産は、会長が管理し、その管理方法は理事会の決議による。

(経費の支弁)

\*第19条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

\*第20条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第 7 章 解 散 、 附 則 等

(解散)

\* 第 2 1 条 本会が解散したときは会長が清算人となる。

(附則)

\* 第 2 2 条 本規約に明示なき事項は理事会においてこれを定める。